

# 自己株式取引が時価と乖離した場合の課税問題

資本取引と損益取引との区別の観点から

古川 昂太

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

はじめに

第1章 資本等取引の概念

第1節 企業会計，会社法における資本取引と損益取引

第2節 法人税法における資本等取引

第2章 会社法，企業会計及び法人税法における自己株式の取扱い

第1節 会社法上の自己株式

第2節 企業会計上の自己株式

第3節 法人税法上の自己株式

第3章 資本等取引と損益取引の混在

第1節 資本等取引と損益取引との区分

第2節 デット・エクイティ・スワップ (DES)

第3節 現物分配

第4章 時価と乖離した価額での自己株式取引

第1節 時価と乖離した場合の課税問題

第2節 有利発行に係る規定との関係

第3節 時価と乖離した場合の課税のあり方

おわりに

## はじめに

従来，自己株式取引は，会社の資本充実・維持の原則に反するなどの理由から，商法のもとで厳格な取得規制等がなされており，あまり活発に行われてこなかった。しかし，平成13年10月の商法改正による「金庫株の解禁」や平成18年の会社法の制定により規制が緩和され，自己株式取引を自

由に行えるようになった。今後企業再編や敵対的買収の防衛策などの目的で自己株式取引の利用の増加が予想され、自己株式取引が資本等取引の中で中心的な位置を占めることになると想定される<sup>1)</sup>。そのような状況の中で、自己株式に関する課税上の問題も今後増加してくると考えられ、法的紛争に発展するケースも生じてくると思われる。そこで本稿では、自己株式取引に内在する諸問題の一つとして、取引価額が時価と乖離した場合の自己株式取引に対する課税問題についての検討を行うこととする。

自己株式は、平成18年度税制改正により法人税法における有価証券の範囲から除かれたため、自己株式を取得した場合には会社法及び会計と同様、資産に計上せず、その取得した自己株式に対応する金額は、資本金等の額から減算することとなる（法人税法2条21号、法人税法施行令8条1項17号18号）。また、自己株式を処分した場合には、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額を資本金等の額の増加とすることとされた（法人税法施行令8条1項1号）。つまり、自己株式の取得及び処分は資本の払戻し及び新株の発行と同様であり、法人税法上自己株式取引は資本等取引に該当することになる。そして、法人税法22条2項及び3項において資本等取引は益金及び損金から除かれているため、現在の学説及び実務においては、時価と乖離した価額で自己株式取引が行われた場合であっても、発行法人側では資本等取引であるため損益は生じないとする見解が大半を占めている。しかし、発行法人と株主間における損益取引が行われた場合に受贈益又は寄付金を認識しているにもかかわらず、自己株式取引の場合には受贈益又は寄付金を認識しないならば、課税の公平が図れないケースが想定され、またそのゆがみを利用した租税回避が行われる可能性がある。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、自己株式取引を時価と乖離した価額で取引した場合の発行法人における課税について検討し、自己株式取引であっても益金及び損金が発生する可能性があることを論証したい。また、企業の資本取引の多様化によって、資本等取引と損益取引との区分

が困難になっている現状について、自己株式取引に加え、デット・エクイティ・スワップや現物分配にも言及し明らかにする。具体的には、第1章で企業会計、会社法上の資本取引及び法人税法上の資本等取引について述べたうえで、第2章では会社法、企業会計及び法人税法の自己株式取引の取扱いについて概観する。次に、第3章において資本等取引と損益取引との区分の観点から、デット・エクイティ・スワップ及び現物分配についての検討を行い、それを受けて第4章において時価と乖離した価額での自己株式取引が行われた場合の発行法人側の課税関係について検討する。

## 第1章 資本等取引の概念

本章ではまず自己株式取引が資本（等）取引に該当することから、自己株式について述べる前提として、会社法、企業会計における資本取引及び資本・損益区分の原則についてふれる。次に、法人税法における資本等取引及び資本金等の額と利益積立金額について確認し、会社法、企業会計及び法人税法上の資本（等）取引の定義を明らかにする。

### 第1節 企業会計、会社法における資本取引と損益取引

企業会計原則の一般原則は、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混合してはならない<sup>2)</sup>と規定している。この規定は、前段で資本取引と損益取引との区別を、後段で資本剰余金と利益剰余金との区別を要請している<sup>3)</sup>。

前段における資本取引は、増資・減資などにより企業の純資産を直接的に変化させる取引をいい、また損益取引は企業の営業活動によって自己資本を増減させる取引をいう。継続企業として企業が維持すべき資本は期首の自己資本であり、これを維持してなお余りある剰余分を期間利益として確定するため、期首自己資本のそのものの増減分と、自己資本利用の結果生ずる自己資本増加分（利益）とを明確に区分することにより、正しい期

間利益が算定される<sup>4)</sup>。

これに対し、後段の資本剰余金と利益剰余金との区分は、払込資本と留保利益の区分とを要請するものである。資本剰余金は、払込資本のうち資本金以外の部分、また利益剰余金は、企業活動で得た利益のうち分配されずに企業に留保されたものであり、両者は、発生源泉の違いにより区分すべきものとして扱われてきた<sup>5)</sup>。企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の19項においても、「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は認められない。」<sup>6)</sup>と定められている。

この会計上の資本剰余金と利益剰余金の区分は、商法における配当規制や、資本の維持・充実の原則と密接に関係していた。しかし、会社法は、配当規制の面で資本剰余金と利益剰余金とを区別しておらず、払込資本による配当が可能となった。資本金・資本準備金・その他資本剰余金は、その振替が比較的自由に行われうるから、払込資本をすべて配当可能な「その他資本剰余金」とすることも制度上可能である<sup>7)</sup>。すなわち、会社法は、配当規制の面で資本剰余金と利益剰余金との区分を求めているのである。また、商法においては、利益準備金の資本金への組入れや配当可能利益の資本金への組入れが認められていたのに対して、会社法においては、払込資本及び利益剰余金内部の振替は一定の要件のもとで認められるが、払込資本と利益剰余金との振替は認められていない。この意味において、会社法における資本剰余金と剰余金との区分に関する会計規則は厳格であるといえる<sup>8)</sup>。

これは、会社法の趣旨として、債権者保護の考え方が、資本の維持・充実ではなく情報開示の充実に求められているためと考えられる<sup>9)</sup>。すなわち、商法における資本は会社財産の維持機能を有しておらず、いわゆる資本三原則は、債権者保護との関係で役割を果たしていないと考えられることから、会社法は従来のように資本三原則を特に強調せず、開示規制を通じて債権者の自己責任に委ねられることとなった<sup>10)</sup>。よって、配当が配当

可能額の範囲内で行われるならば、その原資が資本剰余金又は利益剰余金のどちらであるかは債権者保護の観点からは関係なく、情報開示の面で払込資本と留保利益とを明確に区分するために払込資本と利益剰余金との振替を認めないこととしたものと考えられる。

## 第2節 法人税法における資本等取引

### 1. 資本等取引の定義

法人税法22条5項は、「資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。」と規定している。これによると、資本等取引は、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引（狭義の資本等取引）と、法人が行う利益又は剰余金の分配という2つの概念から成り立っている<sup>11)</sup>。

の狭義の資本等取引は、資本維持の要請から、資本取引と損益取引とを厳密に区分し、企業の利益と損失は資本取引からは生じないという企業会計及び会社法の考え方を前提として、資本等取引による収益及び損失を益金及び損金の範囲から除外している<sup>12)</sup>。

の利益又は剰余金の分配は、資本の増減とは関係なく、純資産の増減をきたすものであり、企業会計上の資本取引には該当しないと考えられる。しかし、法人税法は出資者に利益を還元する前の段階の所得を課税対象としており、配当等は損金に算入しないことを明確にする必要性から、法文上、「等」を入れることによって、これを資本等取引に含めることとされた<sup>13)</sup>。

### 2. 資本金等の額及び利益積立金額

法人税法は、資本金等の額を「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。」（法人税法2条16号）と定義しており、これはいわゆる払込資本を指す概念である。また法人税法施行令8条1項おい

て、法人税法2条16号に規定する政令で定める金額は、法人の資本金の額又は出資金の額に一定の調整項目を加算又は減算した金額とされている。法人税法には、資本金の額の定義が置かれていないため、会社法上の資本金の額(会社法445条)の概念が借用されると解される。資本金の額という会社法の概念を借用しているのは、税法が確定決算主義を前提としているため、会計上の計算書類を出発点として申告所得金額の計算を行うことに配慮したものである<sup>14)</sup>。なお、会社法の資本金の額とは、会社法に別段の定めがある場合を除き、会社が設立又は株式の発行をした際に株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされる。ただし、払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金として計上することができる。

次に、利益積立金額は、法人税法では、「法人の所得の金額で留保している金額として政令で定める金額」(法人税法2条18号)と定義され、また同法施行令において、その政令で定める金額について過去事業年度及び当該事業年度の一定項目に係る金額の増減により算出される金額として規定されている(法人税法施行令9条1項)。利益積立金額は、基本的には課税済留保利益を意味する概念であり、会社法上、利益準備金及びその他利益剰余金から成る利益剰余金(会社計算規則76条2項4号・5項)に概ね相当する金額である<sup>15)</sup>。

資本金等の額及び利益積立金額は、どちらも株主資本勘定に属するものであるが、資本金等の額が払込資本であるのに対して、利益積立金額は課税済みの利益である。よって、資本金等の額が株主に払い戻されたとしても、それは資本の払戻しであるため課税問題は生じない。一方、利益積立金額は剰余金の分配の対象になるものであり、これを分配した場合には配当として課税される<sup>16)</sup>。すなわち、法人税法は、資本金等の額及び利益積立金額を区分することにより、資本金等の額に対する課税を防止し、利益積立金額に対する配当課税を確保しているのである<sup>17)</sup>。

## 第2章 会社法，企業会計及び法人税法における 自己株式の取扱い

法人税法における自己株式に係る規定は，商法（会社法），企業会計での自己株式の取扱いとともに変化してきた。すなわち，法人税法上の自己株式の規定は，商法及び会社法の考え方に大きく影響を受けているといえる。そこで本章では，商法，会社法における自己株式の取得規制等の改正及びそれに伴う企業会計，法人税法の自己株式の取扱いの変遷，及び現行法における自己株式の取扱いを概観することにより，法人税法が自己株式の資産性を否定し，自己株式取引を資本等取引としたことの意義を明らかにする。

### 第1節 会社法上の自己株式

「自己株式」とは，会社がその発行済株式を自らの計算において取得・保有する株式である。会社法上，「自己株式」は，「株式会社が有する自己の株式をいう」（会社法113条4項）と定義されている。

会社が自らの計算においてその発行済株式を買い受けること等は次のような弊害が生じうると考えられている。実質上資本の払戻しであり資本維持の原則に反する結果となる。相場操縦や内部取引に利用される可能性があり，株式取引の公正に反する恐れがある。会社が一部の株主から恣意的に株式を購入すると株主平等の原則に反する。会社経営者の支配権維持のために用いられる可能性がある。このうち，からまでは，自己株式の取得自体が問題となるのに対して，は取得した自己株式の処分が問題となるものである<sup>18)</sup>。

わが国においては従来，自己株式の取得等は法政策的見地から厳しく規制されてきた。以下，自己株式に係る商法，会社法の立法の経緯を概観する。

## 1. 自己株式の取得等に関する規制

### (1) 自己株式の取得

会社法は、平成13年改正前には、前記弊害の一般予防的見地から、自己株式の取得を原則として禁止し、取得を認める必要性が高い場合に例外的にそれを許容する規制を置いてきた。しかし、経済界からの自己株式取得の規制緩和を求める意見が強く、平成13年改正商法は、会社が株主との合意により自己株式を取得すること及び取得した株式を保有することを原則自由とする規制に転換した。もっとも、前記弊害の防止のため、財源規制及びそれに関する手続規制並びに株主平等原則に関する規制が設けられ、かつ、自己株式の処分につき新株の発行に関する規定を準用するものと規定された。

平成17年に成立した会社法においても、自己株式の取得が原則自由とされ、弊害を防止するため取得形態ごとに詳細な規定が設けられた。会社法で自己株式を取得できる場合は以下のとおりである（会社法155条）。

取得条項付株式を取得する場合（会社法107条2項3号イ）。

譲渡制限株式を他人に譲り渡そうとするが、会社がその承認をしない旨の決定をするときにおいて、その会社がその株式を買い取ることを請求する場合（会社法138条1号八・2号八）。

会社が株主との合意によりその会社の株式を有償で取得する旨の決議があった場合（会社法156条）。

取得請求権付株式の株主が会社に対してその株式を取得することを請求した場合。

全部取得条項付種類株式を発行した会社が、株主総会の決議によってその株式の全部を取得する旨の決議があった場合（会社法171条1項）。

相続その他の一般承継により会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めた場合において、株主総会の決議によりその



株式を会社に売り渡すことを請求した場合（会社法176条1項）。

単元未満株主が、会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取  
ることを請求した場合（会社法192条1項）。

所在不明株主の株式の全部又は一部を買い取る場合（197条3項）。

1株に満たない端数の株式の合計額を売却するに際して会社がその  
株式を買い取ることを定めた場合（会社法234条4項、235条2項）。

他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合にお  
いてその他の会社が有する譲受会社の株式を取得する場合。

- ⑪ 合併後消滅する会社からその会社の株式を承継する場合。
- ⑫ 吸収分割をする会社からその会社の株式を承継する場合。
- ⑬ そのほか、法務省令で定める場合（会社法施行規則27条）<sup>19)</sup>。

以上のように、会社法は自己株式を取得できる場合を限定列挙している  
が、で株主との合意により自己株式を取得する旨の決議があった場合が  
含まれていることから、自己株式取得の自由化が条文上認められていると  
いえる<sup>20)</sup>。

## ② 自己株式の保有

平成13年改正前商法では、取得した自己株式について、遅滞なく失効の  
手続をするか、又は相当の時期に処分することが義務づけられていた。し  
たがって、自己株式を長期間保有することは法律上認められていなかった。

しかし、同年の商法改正で改正前に規定していた保有目的規制、数量目  
的規制、取得目的規制が削除され、自己株式を大量に、かつ長期間保有す  
ることが可能となった。会社法においてもこれらの制限はなく、長期保有  
が認められている。

## ③ 自己株式の処分

平成13年改正前商法は、自己株式の取得を原則として禁止していたため、  
会社が自己株式を処分することを想定しておらず、その処分については特  
段の規定を設けていなかった。しかし、現実には相互に株式を持ち合っ  
ている会社同士が合併した場合のように、会社が大量の自己株式を取得する

可能性があり、このような自己株式について処分に関する規定がないときは、他の株式に経済的損失を与えたり、また支配の公正を害するという事態が生じ得た。

そこで、平成13年改正商法は、自己株式の処分を巡る利害関係の対立状況が新株発行の場合に類似することから、新株の発行の場合と同様に、他の株式がその財産的な権利を害されないように、適正な処分価格の決定、払込みの確保、処分手続の透明性の確保等の観点から、自己株式の処分は、一定の場合を除き、株式の発行と同じ募集の手続が要求されることとなった<sup>21)</sup>。会社法においても同様である（会社法199条1項）。

#### (4) 自己株式の消却

会社は、取締役会の決議により保有する自己株式を消却することができる（会社法178条1項）。自己株式の消却によって、会社の発行済株式は減少するが、定款で定めた発行済株式総数は影響を受けない。

## 2. 自己株式の性質

### (1) 自己株式の法的性質

会社は、取得した自己株式を保有し続けることができる。平成13年改正前商法の自己株式及び現行法の子会社が有する親会社株式と異なり、自己株式を相当の時期に処分すべき義務は課されていない。よって、保有している自己株式が法律上どのように扱われるかが問題となる。

会社が保有した状態にある自己株式に対しては、議決権及び利益配当請求権（会社法308条2項、453条）・残余財産分配請求権が与えられていない。議決権が与えられていないのは、会社支配の公正を維持するためである。なお、自己株式に関する議決権は消滅するのではなく、発行会社が保有している場合に限り停止すると解されている<sup>22)</sup>。また議決権以外の共益権について明文の規定はないが、その他の共益権も行使しえないと解されている<sup>23)</sup>。

利益配当請求権については、配当をすると翌事業年度の営業外収益とし

て計上されるため二重の利益を計上することになり、収益力に関する誤解を与える恐れがあることから、行使することができない旨が条文で規定されている<sup>24)</sup>。残余財産請求権については明文の規定はないが、否定されると解されている。

## （2）自己株式の財産的性質

自己株式の財産的性質として、これを資産とする見解と、資産性を否定する見解とが対立している。自己株式の資産性を否定し資本の控除とする見解は、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり株主に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする<sup>25)</sup>。すなわち、会社が自己株式を取得することは、一種の資産の分配ないし出資の払戻しであり、会社はその交換により払い戻した金銭その他の資産だけ株式の価値を失ったことになるため、自己株式は売却可能な資産ではない、という考え方である<sup>26)</sup>。

自己株式を資産とする見解は、自己株式を取得したからといって株式としての性質を失うわけではなく、有価証券として売買される可能性があることを主な根拠とする。すなわち、たとえ株式が発行会社によって取得されても、その自己株式は有価証券たる性質を失うものではなく<sup>27)</sup>、また自己株式の再発行についての財務上の取り扱い、他会社の株式を売却する際の財務上の取扱いと同じである<sup>28)</sup>。また、自己株式に自益権や共益権がなく法律的には無価値であるからといって、それが直ちに経済的に無価値になるわけではない、という見解である。

平成13年改正前の商法においては、自己株式は、保有期間規制の下にあり、それは短期保有されることが前提であった。そのため自己株式の取得は、支払った金銭等の対価として自己株式という有価証券を取得することと変わらない<sup>29)</sup>。したがって、自己株式は他社の株式と同様に有価証券としての性質を有し、売却することにより資金の調達ができることから、貸借対照表上の資産の部に計上され、その譲渡差額は損益として認識され、

会社のその年度の「当期利益」を構成していた。すなわち、平成13年改正前商法は資産説を採用していた。

これに対し平成13年改正商法は、基本的に自己株式の取得規制を緩和し、取得目的規制、その保有株式の制限及び保有期間の制限を排除した。このため、自己株式を大量にかつ長期間保有することが可能となった。平成13年改正商法は自己株式取引の性質を有価証券の売買というよりも資本の払戻し及び資本の払い込みと捉えており、資本控除説を採用したといえる。平成17年に成立した会社法においてもこの考えを引き継いでいる。

## 第2節 企業会計上の自己株式

### 1. 平成13年以前の企業会計

従来から企業会計においても、自己株式を資産として扱う考え方と、資本の控除として扱う考え方があった。平成13年改正前の商法が自己株式を貸借対照表の資産の部に計上すると定めていたため、保有する自己株式は他の有価証券と同様に扱われ、それを処分した際の処分差額は有価証券譲渡損益として営業外損益に計上することとされていた。

しかし、会計理論上は資本の控除とみる考え方が多く、昭和26年9月に公表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」においても、再取得した自己株式の性格は、株式の消却以外は一時資産として保有されることになるが、他の有価証券とはその資産的性質が異なるとして、貸借対照表の資産の部に計上する代わりに、資本の部に控除の形式で表示すべきであり、また自己株式の売却益は資本準備金に組み入れるべきであるとしている<sup>30)</sup>。

### 2. 平成13年以後の企業会計

平成13年の商法改正を契機として、企業会計基準委員会は、平成14年2月に「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準と適用指針」を公表し、自己株式の

企業会計における取扱いを資本取引であるとし、自己株式取引については損益に影響させないこととした。その基本的な取扱いは以下のとおりである。

取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。

期末に保有する自己株式は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する。

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。

自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額する。

自己株式を消却した場合には、消却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する。

その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。

自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。

自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理する。

以上のように、自己株式に係る取引は株主との間の資本取引とされ、同会計基準は資本控除説を採用した<sup>31)</sup>。

### 第3節 法人税法上の自己株式

#### 1. 平成18年改正前の取扱い

##### (1) 取 得

旧商法が平成13年の改正において自己株式の性質を資本の控除としたにもかかわらず、法人税法上自己株式は資産であるとされていた。しかし、商法改正により自己株式の取得が容易になり利益配当によらない利益の流出が懸念されたため、みなし配当の制度が導入された<sup>32)</sup>。すなわち、自己株式を取得した場合には、その取得のために交付した金銭及び金銭以外の

資産の合計額が、取得した自己株式に対応する資本等の金額を超える場合には、その超過額は「みなし配当」とされ、利益積立金額から減額されることとなった。このように平成18年改正前の法人税法は、自己株式の取得を有価証券の取得と配当とが混在した取引とみていたといえる<sup>33)</sup>。

## (2) 保 有

平成18年改正前の法人税法において、自己株式を資産であると定義した規定は存在しなかったが、旧証券取引法を準用し、自己株式は有価証券に含まれるとされていた<sup>34)</sup>。すなわち、上記のように、自己株式を取得した場合、対価として交付した金銭等の額の合計額のうち取得資本等の金額を超える部分の金額はみなし配当として利益積立金額から減算される処理が行われていたが、取得資本等の金額相当額は資本積立金額の減算項目とはされていないため、その金額は有価証券たる自己株式の取得価額とされ、税務上の貸借対照表に表示されることとなる。平成13年商法改正後においても、法人税法は基本的に資産説を維持していたといえる。

## (3) 処 分

自己株式の処分について、平成14年改正前の法人税法は、自己株式の売却対価と帳簿価額との差額を損益として認識していた。しかし、平成14年の改正で、自己株式を従前どおり有価証券として取り扱うものの、自己株式を処分した場合における処分対価の額をその自己株式のその譲渡直前の帳簿価額と同額とすることで譲渡損益を発生させず、実際の処分対価の額と帳簿価額との差額は資本積立金額の増減として処理することとされた。自己株式の処分においても有価証券の譲渡と資本等取引とが混在していたといえる<sup>35)</sup>。

## 2. 平成18年改正後の取扱い

### (1) 取 得

#### 基本的考え方

平成18年の改正では、有価証券の範囲から自己株式が除かれたため、自

己株式を取得した場合には、これを資産の部に計上するのではなく、取得した株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）を取得時の資本金等の額から減算することとされた（法人税法2条21項、同法8条1項17号）。法人が自己株式を取得した場合には、税務上の貸借対照表において自己株式は認識されず取得と同時に消却したかのような状態になるが、自己株式の存在自体が否定されるものではなく、税務上の発行済株式数には、別段の定めで除かれられない限り、自己株式は含まれることになる<sup>36)</sup>。

また、自己株式の取得が相対取引により行われた場合には、取得により交付した金銭等の額の合計額から取得資本金額を控除した残額が減少する利益積立金額（みなし配当の額）となる（法人税法施行令9条1項12号）<sup>37)</sup>。すなわち、株主に対する金銭等の資産の交付は、資本の払戻しと剰余金の配当という2つの性質を有するため、みなし配当とされた金額だけ利益積立金額が減額される。

なお、株主側においては剰余金の配当とされた部分にはみなし配当課税が行われ、資本の払戻しとされた部分に対しては譲渡所得課税が行われる。

#### 自己株式の取得等の範囲。

自己株式の取得等とは、法人税法24条1項4号から6号までに掲げる事由とされている（法人税法施行令23条1項4号）。具体的には、以下のとおりである。

- (イ) 自己株式又は出資の取得（金融商品取引法に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得及び有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入の規定（法人税法61条の2第13項1号から3号まで）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）
- (ロ) 出資の消却，出資の払戻し，社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。
- (ハ) 組織変更（組織変更の際してその組織変更をした法人の株式又は出

資以外の資産を交付したものに限る。)

## (2) 保有及び消却

平成18年改正で自己株式を取得した場合にはその取得価額を資本金等の額及び利益積立金額から控除するため、税務上の貸借対照表には自己株式は表示されず、消却したかのような状態となる。よって、会社法上自己株式を消却するかどうかは、課税には一切関係しないこととなる<sup>38)</sup>。

## (3) 処 分

前述したように、自己株式を取得した場合には、取得により交付した金銭等の額の合計額を資本金等の額及び利益積立金額から控除し、その帳簿価額は零となる。よって処分時においては、自己株式の処分をした場合に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額を資本金等の額の増加とすることとされた(法人税法施行令8条1項1号)。つまり、法人税法では、保有する自己株式を譲渡した場合には資本等取引と扱い、譲渡益又は譲渡損は発生しないことになる。

自己株式は、もともと有価証券(資産)として取り扱われてきた。よって自己株式取引において譲渡損益が認識されていた。しかし、平成13年商法改正により自己株式の取得規制が緩和されたことを受け、平成14年改正法人税法は、自己株式取引から生じた譲渡損益を益金及び損金に算入せず、資本積立金額を増減することとした。その後の平成18年改正法人税法が自己株式を有価証券の定義規定から除外することで自己株式の資産性を否定し、自己株式の取得、譲渡は資本の払戻しと新株の発行との区別をなくしたことは、この考え方を徹底したものと位置づけられている<sup>39)</sup>。

## 第3章 資本等取引と損益取引との混在

前章で述べたように、自己株式取引は法人税法上資本等取引に該当する。よって課税上損益取引が生じないとされている。一方、同様に資本等取引に該当するデット・エクイティ・スワップ及び現物分配等は、それらの取



引から課税上の取扱いとして損益が発生するとされている。すなわち、同じ資本等取引とされる取引であっても損益が発生する場合がある。

そこで本章では、時価と乖離した自己株式取引を論ずる前提として、デット・エクイティ・スワップ及び現物分配の課税上の問題について整理・検討し、資本等取引と損益取引の区分についての法人税法上の考え方を明らかにする。

## 第1節 資本等取引と損益取引との区分

法人税法22条2項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と定め、資本等取引に係る収益を益金の範囲から除外している。また損金についても、法人税法22条3項3号は「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」と定め、資本等取引に係る損失を損金の範囲から除外している。

このように、法人税法が資本等取引に係る損益を益金の額及び損金の額の範囲から除外しているのは、上述した企業会計原則の一般原則である「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混合してはならない」<sup>40)</sup>という規定に従い、損益取引と資本等取引を峻別し、益金及び損金を資本等取引からは生じることがないようにするためである<sup>41)</sup>。

## 第2節 デット・エクイティ・スワップ (DES)

### 1. DES の意義

デット・エクイティ・スワップ（以下 DES と略称する。）<sup>42)</sup>とは、債務（Debt）を資本（Equity）と交換（Swap）する取引である。すなわち、債権者と債務者の合意に基づき、債権者が保有する弁済可能性の低下した債

権を債務者に対して現物出資し、債権債務が混同により消滅すると同時に、新株の割当てを受けることをいう。DES は企業再生の際に債務超過を解消するために使用されることが多い。債務者の発行する株式はほとんど無価値であり、債権者側からすると不良債権を保有し続ける場合とあまり差はないが、債務者の会社が再建された場合に株式の価値が高まり資金回収ができる可能性がある。

## 2. 会社法における DES の取扱い

DES のにおいては、現物出資による新株発行の価額を、その帳簿価額（券面額）によるべきとする券面額説と、債権の評価額（時価）をもって評価すべきとする評価額説のいずれによるのが適切であるかが議論されてきた。

会社法では、原則として現物出資はその目的となる財産について、裁判所が選任した検査役の調査が必要であるが（会社法207条1項、同条4項）、例外として弁済期の到来した金銭債権の価額が負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役の調査は不要とされた（会社法207条9項）。これは、会社の負担を軽減するために、検査役の調査を不要とし、また債権を名目価値（帳簿価額）で評価するという趣旨であり、会社法においては券面額説を採用したものと解される<sup>43)</sup>。

## 3. 企業会計における DES の取扱い

債権者側の処理に関しては、平成14年10月9日に公表された「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」において、「消滅した債権の帳簿価額と取得した株式の時価の差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上されることとなる（金融商品会計基準第11項から第13項、金融商品実務指針第29項及び第37項）」とされた<sup>44)</sup>。このような債権者側の会計処理は、債務者側が券面額説と評価額説のいずれの学説に従っても同様の会計処理がなされること

となる。

これに対して、DES を行った場合の債務者側の処理は明確にはされていない<sup>45)</sup>。債務者側の処理は、券面額説と評価額説のいずれを採用するかによって異なってくる。それぞれの会計処理は以下ようになる。ここでは、DES の対象となる債権の額面が 100 で、時価が 10 の場合を想定するものとする。

券 面 額 説				
貸 付 金	100	/	資 本 金	100
借 入 金	100	/	貸 付 金	100
評 価 額 説				
貸 付 金	10	/	資 本 金	10
借 入 金	100	/	貸 付 金	10
			債務消滅益	90

上記の会計処理からも明らかなように、券面額説に準拠した場合には、債権と債務の混同消滅から債務消滅益は生じないが、評価額説に準拠した場合には債務消滅益が発生することになる。このことから、債務者側の会計処理に限れば、法人税法における益金の額の計算上準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（法人税法22条4項）は、確立されているとはいえない<sup>46)</sup>。

#### 4. 平成18年改正前法人税法における裁判例

債務者に対する課税で問題となるのは、DES により生じた債務消滅益を認識するか否かである。債務者は出資を受け資本金等の額を増加させるため、DES は法人税法上資本等取引に該当する。法人税法が資本等取引から生じる収益を益金の範囲から除外していることからすると、債務者側に債務消滅益は生じないと考えることもできる。このような複数の解釈が

成り立ちうるのは「資本等取引」の概念が曖昧であることによりもたらされるものである<sup>47)</sup>。

DES において債務者側に債務消滅益が生じるか否かを争った事案として、東京地裁平成21年4月28日判決がある<sup>48)</sup>。この事案は、関連会社から原告への債権の現物出資及び関連会社への新株の発行による債務の株式への転化につき、混同による債務消滅益の計上漏れ及び関連会社への債権を対価とする自己株式の譲渡につき混同による債務消滅益の計上漏れ等に対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受け、原告はこれを不服として国を被告として提訴したものである。なお、本裁判例は後述するDES に係る規定が制定される前の事案である。

原告(債務者)は、DES 取引からは債務消滅益は生じないとして、次のように主張した。

「DES は1個の取引行為としての資本等取引(法人の資本金等の金額の増加又は減少を生ずる取引)に該当する<sup>49)</sup>」ので、資本等取引であるDES から債務消滅益は生じないとした。また、「DES も取引行為であるところ、取引行為は法的概念であるから、税法の分野における概念の取扱いとしても、税法上明確な特則が法律上定められていない限りは、基本分野である民商法等の他の法分野におけるものと同じ意義に解さなければならない。DES を現物出資と混同とに分解しなければならないという必要性はなく、当事者の意思に反してそのように分解し得る許容性の根拠や契機は民商法等にはなんら存在しない<sup>50)</sup>」。

これに対し、東京地裁は概ね課税庁の主張を支持し、以下のとおり本件DES 取引から債務消滅益が生じると判断した。すなわち、「法令上、DES を直接現実する制度について何らの規定が設けられていない以上、株式会社の債務(株式会社に対する債権)を株式に転化するためには、既存の法制度を利用するほかに、既存の法制度を利用する以上、既存の法制度を規律する関係法令の適用を免れることはできないというべきである。そして、我が国の法制度の下において、DES は、 会社債権者の債務者会社

に対する債権の現物出資，混同による債権債務の消滅，債務者会社の新株発行及び会社債権者の新株の引受けという各段階の過程を経る必要があり，それぞれの段階において，各制度を規律する関係法令の規制を受けることになる。」<sup>51)</sup>とし，DES取引を分解して考えることができると判示した。

次に，「法人税法22条2項の規定の性質上，同項の『資産の販売，有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供，無償による資産の譲受け』は『取引』の例示であり，同項の『その他の取引』には，民商法上の取引に限られず，債権の増加又は債務の減少などの法人の収益の発生事由として簿記に反映されるものである限り，人の精神作用を要件としない法律事実である混同等の事件も含まれると解するのが相当である」<sup>52)</sup>から，混同により消滅した債務の券面額から資本等取引に当たる金額を控除した残額は，損益取引により生じた益金と認められるとし，原告の主張を退けた。

以上のように，東京地裁判決は，DES取引を三段階に分解し，そのうち損益取引とされる部分から生じた債務消滅益に対して課税しているのであり，資本等取引から損益が生じているのではないとして，課税処分を認めた。

## 5. DESの債務者側における法人税法上の取扱い

平成18年改正法人税法において，増加する資本金等の額は「株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額」（法人税法施行令8条1項1号）と規定されたため，評価額説を採用したと考えられる。また，改正後の法人税法59条が，債務の消滅から益金が発生し，これから繰越欠損金を損金として控除することを規定しているため，債務消滅益が課税上認識されると解される<sup>53)</sup>。

ただ，これらの規定によりDES取引から債務消滅益が生じるというよりは，これらの規定はDES取引から債務消滅益が生じることを前提とし

ていると考えられる。すなわち、法人税法59条は、DES から債務消滅益が生じる旨を直接規定しているのではなく、繰越欠損金の損金算入の規定であることからすると、改正によって債務消滅益が課税されるよう規定したのではなく、法人税法上、DES から生じる債務消滅益は当然に課税されるものといえる<sup>54)</sup>。そうであるならば、その課税の根拠は、上記事案での判示と同様であり、DES 取引を各段階に分解し、損益取引とされる部分から債務消滅益が発生し、それに対して課税していると考えべきである。

### 第3節 現物分配

#### 1. 会社法における現物分配の取扱い

会社法のもとでは、現物分配、すなわち金銭以外の財産を配当することが認められている(会社法454条4項)。会社が剰余金の配当をするときは、原則としてその都度、株主総会の決議によって配当財産の種類とその財産の帳簿価額の総額、株主に対する配当財産の割当てに関する事項、及び剰余金の配当の効力が生じる日を定めなければならない(会社法454条1項)。

なお、金銭以外の財産が配当される場合には特別の規制がある。すなわち、会社は、株主総会の決議によって、株主に対して金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう)を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間、並びに一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数を定めることができる(会社法454条4項)。この現物配当に関する株主総会の決議は、株主に対して上記の金銭分配請求権を与える場合を除き、株主総会の特別決議によらなければならない(会社法459条1項4号、309条2項10号)。配当される財産の評価が適正か等の問題がありうるからである<sup>55)</sup>。

#### 2. 企業会計における現物分配の取扱い

現物分配を行う会社の会計処理について、企業会計基準適用指針第2号

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第10項は、次のように定めている。

「配当財産が金銭以外の財産である場合、配当の効力発生日（会社法第454条第1項第3号）における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。」

この会計処理の根拠は、現物配当が、金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合と同様の経済効果を有するため、そのバランスを図ったものである<sup>56)</sup>。

### 3. 法人税法における現物分配の取り扱い

現物分配とは、法人がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産を交付することをいう（法人税法2条十二の六）。

剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配

法人税法24条1項3号から6号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

すなわち、具体的には次の場合をいう。

イ 資本の払戻し又は解散による残余財産の分配。

ロ 自己の株式又は出資の取得（金融証券取引法に規定する金融証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の一定ものを除く。）

ハ 出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、出資の払戻し、社員その他の法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。

ニ 組織再編（組織変更の際してその組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。）

現物分配は法人税法22条5項の資本等取引に該当することから、現物分配を行う法人には益金及び損金は生じないと考えることもできる。しかし、配当が金銭以外の資産により行われた場合に損益が生じないとすると、当該資産の含み損益に対して永久に課税が行われないことになる。

現物配当から損益が生じる旨を直接定めた規定はないが、有価証券の譲渡損益に係る別段の定めである法人税法61条の2において、有価証券の現物配当が行われる場合についても規定している。すなわち、1項において、内国法人が有価証券を譲渡した場合の譲渡損益は、一定の場合を除き、「その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生じる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。」と定めており、有価証券の譲渡損益が剰余金の配当によって行われる場合にも生じることを示している。すなわち、現物分配である有価証券の配当から損益が生じることは、法人税法上前提とされていると解される<sup>57)</sup>。そして、現物分配が有価証券により行われた場合と、有価証券以外の資産により行われた場合でその取扱いを異にするとは考えにくいことから、有価証券以外の資産により現物配当が行われた場合も譲渡損益を認識すると考えられる<sup>58)</sup>。

以上のように、DESによる債務消滅益及び現物分配による資産の含み損益に対する課税については、法人税法上損益が生じることを前提としている。また、法人税法59条及び61条の2が損益取引についての規定であることからすると<sup>59)</sup>、資本等取引であるDES及び現物分配においても、損益取引としての性質を有する部分が存在しており、その部分を資本等取引と分けて課税しているといえる。

そして、このことがDES及び現物分配にのみ当てはまるとは考えにくいことからすると、DES及び現物分配以外の取引であっても、その1個の取引が資本等取引と損益取引の2つの性質を有する場合には、その取引をそれぞれ資本等取引と損益取引とに分けて考えるべきである<sup>60)</sup>。



## 第4章 時価と乖離した価額での自己株式取引

第3章において、1個の取引が資本等取引であってもその取引が損益取引としての性質を有する場合にはその取引から損益が生じることを明らかにした。本章ではその考え方が自己株式にも妥当するか否かについて、自己株式から損益が生じないとした場合における課税の公平及び租税回避等の問題点、有利発行の係る規定との関係、自己株式に係る法人税法上の規定との関係等いくつかの論点に分けて検討し、時価と乖離した場合の自己株式取引に対する課税のあり方を考察する。

### 第1節 時価と乖離した場合の課税問題

#### 1. 発行会社と株主間の時価と乖離した価額での損益取引に対する課税

自己株式取引について検討する前に、まず発行会社と株主の間で時価と乖離した損益取引が行われた場合について概観する。時価と乖離した価額での損益取引は主に資産の譲渡であるが、発行法人側からすると、それは低額取得（無償取得）、高額取得、低額譲渡（無償譲渡）、高額譲渡の4つに分類できる。

まず、低額取得は、株主側からすると低額譲渡であるが、時価で譲渡を行ったものとして受贈益課税が行われる。その根拠条文は、法人税法22条2項である。法人税法22条2項は、益金の額について「別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と規定し、資産の無償譲渡や役務の無償提供その他の無償取引に係る収益も益金に算入されることを定めている<sup>61)</sup>。無償取引の場合には経済的価値の流入が存在しないことからすると、無償取引につき収益を擬制する目的は、正常対価で取引を行った者との税負担の公平を確保し、法人の適正な所得を算出することにあると解されている<sup>62)</sup>。

なお、22条2項は無償取引だけでなく、低価取引をも含む趣旨であるとされている<sup>63)</sup>。そして、その適正な価額と対価の差額の性質は寄付金であり、また発行法人側においては、その差額は受贈益になると考えられる。

この場合において、発行法人においては受贈益分だけ純資産が増加するため、理論的にはそれに対応して株式の価値は増加することになる。つまり、資産の低額譲渡を行った株主以外の株主に経済的価値の増加をもたらしているのである。この経済的利益の性質は有価証券の評価益であり、未実現のキャピタルゲインとして法人税法上課税の対象にはならない。ここで重要なのは、このような時価と乖離した価額で取引した場合には、その取引の性質が資本等取引であれ損益取引であれ、結果的に資産の低額譲渡を行った株主以外の株主に経済的利益が発生しているということである<sup>64)</sup>。すなわち、後述する有利発行による株式の希釈化等の問題は、損益取引として資産の譲渡等を行った場合にも生ずるのである。

なお、損益取引として捉えた場合、1個の取引に対して二重の所得が生じており、それは現行の所得課税の仕組みからはやむを得ないことであるが、配当の場合と比べ、相対的に重い税負担を生むことになる<sup>65)</sup>。

次に、高額取得については、資産の譲渡を受け、時価以上の対価を支払っているため、時価と対価の差額は寄付金となると考えられる。また株主側では、資産の高額譲渡により経済的利益が生じており、この部分はキャピタルゲインではなく受贈益と考えるべきである。なお、この場合にも資産の譲渡を行った株主以外の株主に経済的価値の減少が生じているが、上述したようにこの部分は未実現のキャピタルロスであるため、課税の対象にはならない。

また、低額譲渡や高額譲渡においても、同様の課税が行われると考えられる。

以上のように、発行法人と株主の間で時価と乖離した価額により損益取引を行った場合には、発行法人においてその時価と対価の差額が寄付金又は受贈益として認識される。

2. 課税の公平及び租税回避の観点から

上記のように、法人税法は、発行法人と株主の間における時価と乖離した価額での損益取引が行われた場合に受贈益又は寄付金を認識している。にもかかわらず、自己株式取引（資本等取引）が行われた場合には受贈益又は寄付金を認識しないならば、課税の公平が図れない。

例えば、発行法人が株主に対して時価 100 の資産を 1100 で譲渡し、その後株主が資産を売却した場合、発行法人及び株主の仕訳は次のようになる。

発行法人			
現 金	1,100	/	資 産 100
			受 贈 益 1,000
株 主			
資 産	100	/	現 金 1,100
寄 付 金	1,000		
現 金	100	/	資 産 100

これに対して、発行法人が株主に対して時価 100 の自己株式を 1,100 で譲渡し、その後株主がその有価証券を譲渡した場合、受贈益又は寄付金を認識しないとすると、その仕訳は次のようになる。

発行法人			
現 金	1,100	/	資 本 1,100
株 主			
有 価 証 券	1,100	/	現 金 1,100
現 金	100	/	有 価 証 券 1,100
譲 渡 損	1,000		

資産を譲渡した場合には、発行法人側では受贈益が 1,000 認識され、ま

た株主側では寄付金が1,000 認識される。一方自己株式を譲渡した場合には、発行法人側では益金は発生せず、また、株主側では寄付金ではなく譲渡損として課税され、寄付金の損金不算入の規定の影響を受けない。このように、自己株式取引において寄付金および受贈益を認識しないならば、どちらの取引も時価100 のものを1,100 で取引しているにもかかわらず、その取引が損益取引である場合と資本等取引である場合で税負担が異なってくることになる。

また、自己株式の取引から益金及び損金が発生しないとすると、例えば株主が発行法人に対して寄付をしたい場合に、それを自己株式取引として少額の資本等取引に含め、発行法人及び株主に損益を発生させない、というようなことも可能であり、租税回避に利用される可能性もある。

以上のように、自己株式取引が時価と乖離した価額により行われた場合に、資本等取引であることにより課税を行わないとするならば、課税の公平が図れないようなケースが想定され、またそのゆがみを利用した租税回避が行われる可能性がある。

## 第2節 有利発行に係る規定との関係

法人税法施行令119条1項4号は、新株の有利発行を行った場合の株主側の処理について規定している。法人税法施行令119条1項4号は、「通常要する価額に比して有利な価額……により取得をした有価証券」(「当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権」を除く)の取得価額は、「その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」と規定している。そして、その払込金額と時価との差額は、法人税法22条2項の「無償による資産の譲受け」として、受贈益に該当することとなる<sup>66)</sup>。この規定の「取得の時における当該株式の取得のために通常要する価額」とは、新株の有利発行により平均化された値を取る。よってこの規定は、希釈化による新株主と旧株主の間の持分の移転を想定した規定であると考えられる。すなわち、

有利発行により平均化された価額と対価の差額は、旧株主の失った持分に等しいため、経済的利益は、発行法人を介さず直接株主間で移転したと考えるべきである<sup>67)</sup>。仮に発行法人から与えられた経済的利益であるとした場合、その利益の価額は有利発行が行われる前の株式の時価と対価の差額となるはずである。なお、持分の移転には、主として相対的な持分割合の移転と持分の経済的価値の移転（株式の価値等）があるが、本稿では後者の意味で用いることとする<sup>68)</sup>。

また、個人が有利発行を受けた場合、発行法人から新株を取得する権利を与えられた場合の収入金額の計算について、所得税法施行令84条5項は、「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合における当該株式を取得する権利」を与えられた場合（「発行法人の他の株主等に損害を及ぼす恐れ」がない場合を除く）の収入金額は、「当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額」から発行価額を控除した金額であると規定している。

当該収入金額の所得区分は、原則として一時所得とされるが、発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とされ、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とされている（所得税法基本通達23～35共6）。株主が得た経済的利益が給与所得や退職所得に該当することから、その所得は発行法人から与えられたものと認識していると解されている<sup>69)</sup>。しかし、この取得が発行法人から与えられた経済的利益であるとした場合、発行法人がどのような経済的損失を被ったか明らかでない。株主の得た所得が有利発行による持分の移転によるものであるため、それは株主間での移転であり、仮に発行法人から与えられた所得とするのであれば、旧株主から発行法人に経済的価値の移転があり、その後新株主に移転したと考えなければ平仄が合わない。発行法人から平均化する前の時価と対価との差額分の経済的利益が与えられ、その後希釈化により平均化した値までの評価損を計上していると

考えることもできるが、そのような場合においても、希釈化による損失を含めて発行法人から与えられたとすることはできない。

有利発行に係るこれらの規定は、新株の発行が時価により行われなかった場合があることを前提とした規定であるが、そのことが時価と乖離した価額での新株の発行や自己株式取引などを行うことを容認しているわけではないと思われる。上述したように、これらの規定は、持分の移転による経済的利益を、有利発行を受けた株主に対して認識するための規定であり、本来その利益に対応する損失を被った者は旧株主である。しかし、所得税法においてはその経済的利益を発行法人から受けたものであると解している。このことから、これらの規定はその経済的利益に対応する損失を被った者が誰であるかを考慮しておらず、有利発行を受けた株主にのみ、その獲得した経済的利益を課税することを特別に定めた規定であると思われる<sup>70)</sup>。また、法人税法や所得税法が、不利発行や自己株式の高額譲渡、高額取得、低額取得等について規定していないことからしても、これらの規定は限定的な規定であり、よって有利発行に係るこれらの規定があるからといって、法人税法が資本等取引については時価での取引を求めているとは考えがたい<sup>71)</sup>。

なお、自己株式を取得又は譲渡した場合には、発行法人とその取引を行った株主との間で経済的価値の移転が生じるのか、又はその発行法人の株主間での持分の移転なのかが問題となると考えられる。すなわち、時価と乖離した価額で自己株式を譲渡した場合には、発行法人において寄付金又は受贈益として経済的価値の増減があるとされる場合と、株主間で持分の移転が起こり、株式の価値の希釈化等が生じる場合がある。

発行法人と株主間の経済的価値の移転と捉える場合は、例えば時価よりも低い価額で自己株式を譲渡した場合に、その時価と対価との差額を発行法人と株主の間の価値の移転として、発行法人において受贈益を認識し、また株主側で寄付金を認識すると考えられる。それに対して株主間の持分の移転と捉えた場合は、発行法人が自己株式を高額で譲渡したことにより、

取引の当事者でないその他の株主の株式の価値が希釈化し、取引を行った株主とその他の株主の間で持分の移転があったとして、株主間で寄付金及び受贈益を認識すると考えられる。

法人税法施行令119条1項4号及び所得税法施行令84条の規定は、上述したように限定的な規定であり、かつ自己完結的な規定<sup>72)</sup>であるから、これらの規定があるからといって発行法人と株主間での価値の移転に対して課税することが否定されるわけではない。むしろ、不利発行や自己株式の高額譲渡、高額取得、低額取得等に関しては規定されていないことから、これらの場合には株主間の持分の移転に対して課税することは不可能であると思われる。なお、有利発行の場合に、発行法人と株主の間の経済的な価値の移転とするのか、又は株主間での持分の移転とするのかは、現行法の規定からは判断できないため、当事者の意思等を勘案して個別の事例により判断することになると考えられる。

### 第3節 時価と乖離した場合の課税のあり方

#### 1. 時価と乖離した部分の性質

自己株式を時価と乖離した価額で譲渡又は取得した場合には、その時価と対価との差額の金額に対応する部分は、自己株式の譲渡又は取得すなわち出資又は資本の払戻しとは別個の意図により行われたものと見ることができる<sup>73)</sup>。自己株式取引にかかわらず、取引は通常時価により行われるのであり、法人税法も時価による取引を前提としているものと考えられる。自己株式取引を時価と乖離した価額で行った場合、それは発行法人及び株主にとって出資又は払戻しのみを意図して合意した取引とはいえず、その乖離した部分は「資本金等の額」を増減させる要素であるとは考えがたい<sup>74)</sup>。そうであるならば、その乖離した部分は、出資又は資本の払戻しとしての性質を有する資本等取引から生じたものではなく、受贈益又は寄付金として損益取引の性質を有するといえる。

このことは、発行価額を超える新株の払込みが行われた場合において、



その越える部分の金額が寄付金に該当するか否かが争われた「相互タクシー事件」<sup>75)</sup>においても表れている。当該事案は新株の発行についての事案であり自己株式の処分について争われたものではないが、自己株式の処分と新株の発行は同様に扱われることから、自己株式の処分についても同じことがいえると思われる。

この事案では、裁判所は、発行価額を越える部分の性質について次のように述べている。

「本件増資払込みによる現実の出捐があったとしても、法三七条の解釈、適用上、本件増資払込金の中に寄附金に当たる部分がある場合には、当該部分は法人税法上の評価としては『払い込んだ金額』(法人税法施行令三八条一項一号)に当たらないと解される。本件増資払込金は本件株式を取得するための増資払込金としての外形を有するものであるが、後記のとおり、それが実質上寄附金と判断される以上、原告の行った取引の外形に法人税法上の法的評価が拘束される理由はないから、法人税法上これを『払い込んだ金額』として、本件株式の取得価額に当たると解さなければならないものではない」<sup>76)</sup>。

増資は、「法人の資本金等の増加又は減少を生ずる取引」であり、本来ならば寄付金を認定する余地はない。しかし本判決は、その増資が実質的には贈与としての性質を有する場合には、その部分を「払い込んだ金額」とせず、寄付金として課税することを認めた。つまり、払込みという1個の取引の中に、出資としての性質を有する部分と、寄付金としての性質を有する部分が存在していることになる。

なお、本件は、発行会社ではなく株主側に対する課税について争われた事案であるが、株主に対して寄付金課税が認定されたにも関わらず、発行法人側では受贈益課税は行われなかった。本判決も、発行会社が「増資払込金の全額を資本勘定に組み入れたこと」と、株主にとって「損失(寄付金)が発生するとすることは、何ら矛盾するものではない」<sup>77)</sup>と判示している。しかし、株主に対して寄付金を認定するのならば、発行法人に対し



ても当然に経済的価値の増加があると考えべきであり、株主側において寄付金とされた部分は、発行法人においても受贈益として損益取引の性質を有するものであると思われる。

以上のように、自己株式の取得及び処分という取引においても、その取引が時価と乖離した価額により行われた場合には、その乖離した部分の金額は寄付金又は受贈益としての性質を有する場合があります、それは発行法人において経済的な価値の増減であるから、そのような場合には損益取引として法人税の課税所得の計算上、益金の額又は損金の額を構成することになるものと思われる。

## 2. 資本金等取引と適正な価額

自己株式を取得した場合には、これを資産の部に計上するのではなく、取得した株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）を取得時の資本金等の額から減算し（法人税法2条21項，法人税法施行令8条1項17号）、また処分した場合には、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額を資本金等の額の増加とする（法人税法施行令8条1項1号）。当該規定により、仮に自己株式を時価より高額で譲渡した場合においても、増加する資本金等の額は、その対価の額の全額であるという解釈が支配的であると思われる。しかし、上述したように、その時価を超える部分の金額が出資としての性質を有しない場合があります、そのような場合には、その増加資本金等の額は適正な価額（時価）であり、その差額は受贈益課税され则认为すべきである<sup>78)</sup>。

法人税法においては、所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額は、基本的に「適正な価額」に基づくことが要請されるのであり<sup>79)</sup>、そのことは自己株式の譲渡及び取得にも当てはまると考えられることから、時価と対価との差額は損益取引としての性質を有し、資本金等の額を増加させることにはならないものと思われる。上述した租税回避目的による時価と乖離した価額での自己株式取引が行われた場合に、その課税を断念してまで、

法人税法が取引価額で資本金等の額を増減させることを想定しているとは考えられない。

上記の「相互タクシー事件」においても、有価証券の取得価額が「払い込んだ金額」(旧法人税法施行令38条1項1号、現行119条1項2号に類似)と規定しているにもかかわらず、払込金と適正な価額との差額が寄付金として認識されたのであり、自己株式に関する規定も、適正な価額を前提とした規定であると考えべきである<sup>80)</sup>。

### 3. 自己株式の資産性と寄付金又は受贈益課税の関係

すでに述べたとおり、平成13年改正前の商法においては、取得した自己株式は相当の期間内に処分しなければならず、またその処分については特に制限されていなかったため、自己株式は資産として扱われていた。企業会計においても、その当時の計算書類規則12条1項は「自己株式は流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない」と定め、資産説を採用していた<sup>81)</sup>。

このような商法及び企業会計の取扱いを受け、法人税法においても自己株式は有価証券として認識され、その譲渡損益は益金の額及び損金の額に算入されていた<sup>82)</sup>。

しかし、平成13年改正商法は基本的に自己株式の取得規制を緩和し、取得目的規制、その保有株式の制限及び保有期間の制限を排除したため、自己株式を大量にかつ長期間保有することが可能となり、その性質を有価証券の売買というよりも資本の払戻し及び資本の払込みと捉え、資本控除説を採用した。法人税法は、自己株式を有価証券と捉え、資産説を維持したが、自己株式の譲渡損益を益金又は損金には算入せず(旧法人税法61条の2第5項)、資本積立金額を増減することとした(旧法人税法2条17号口)。

そして、平成18年の法人税法改正によって、自己株式は有価証券の範囲から除かれ、自己株式を取得した場合には、これを資産の部に計上するのではなく、取得した株式に対応する資本金等の額(取得資本金額)を取得

時の資本金等の額から減算することとされた（法人税法2条21項，法人税法8条1項17号）。このような改正は，法人税法上自己株式の資産性を否定し，譲渡損益を益金及び損金に算入しないという考え方を徹底したものであるとされる<sup>83)</sup>。

このことからすると，時価と乖離した価額で自己株式取引を行った場合のその時価と対価との差額部分を益金又は損金に算入することは，自己株式が資産であるか否かとは関係がないといえる。上述したように，自己株式が資産であることにより発生する損益は譲渡損益であり，それは譲渡時において取得価額と時価との差額から発生するものである。これに対して時価と対価との差額部分が発行法人において経済的な価値の増加及び減少であると考えられる場合，その部分は発行法人側では受贈益又は寄付金であり，自己株式が資産でないとしてもその受贈益又は寄付金としての性質は失われるものではない。つまり，法人税法上自己株式は資産ではないと解されるが，そのことにより時価と乖離した部分が，発行法人において経済的価値の増減をもたらすことを否定する理由にはならないのである。

## お わ り に

本稿では，時価と乖離した価額での自己株式取引の課税問題について，さまざまな角度から検討を行ってきた。それらを整理すると，以下のようになる。

第一に，DES 及び現物分配は，1個の取引として見た場合には出資や分配に該当するため，資本等取引の性質を有する。しかし，別段の定めにおいて，DES 及び現物分配から損益が発生することを前提とする規定が設けられていることからすると，法人税法上資本等取引に該当する取引であっても，損益取引としての性質をも有する場合には資本等取引と損益取引とを分けて考えるべきであり，損益取引の部分からは損益が生ずるものと解される。そして，このことは DES 及び現物分配以外の取引において

も妥当すると思われる。

第二に、自己株式が時価と乖離した価額で取引された場合にはその時価と対価との差額部分は発行法人にとって経済的な価値の増減をもたらす場合があり、そのような場合には受贈益及び寄付金としての性質を有し、課税所得の計算上益金及び損金を構成すべきものである。

第三に、受贈益及び寄付金としての性質を有しているのであれば、その部分は損益取引に該当することになり、DES 及び現物分配と同様に資本等取引と損益取引を分けて考え、法人税法上の損益取引として受贈益及び寄付金を認識すべきである。

第四に、自己株式取引により増減する資本金等の額はその取引の対価の額であると規定されているが、これは取引を適正な価額で行ったことを前提としており、時価と乖離した価額での取引の場合についてまで規定したものではない。

第五に、自己株式は平成18年の改正によって資産から除かれたが、資産であることにより認識すべき損益は譲渡損益であり、時価と乖離した価額での取引においては、自己株式が資産であるか否かにかかわらず発行法人に経済的価値の増減がもたらされるのであり、自己株式が資産でないことが受贈益又は寄付金としての課税を否定する理由とはならないと思われる。

第六に、有利発行の係る規定は、新株の発行という資本等取引が時価により行われなかったことを前提とした規定であるが、そのことが時価と乖離した価額での新株の発行や自己株式取引を行うことを容認しているとは考えがたい。これらのことから、時価と乖離した場合の自己株式取引による差額が損益取引としての性質を有する場合には、その差額は課税所得の計算上益金及び損金を構成すべきであると考えられる。

現行の自己株式税制は平成18年度の法人税法改正により制定されたものであり、制定されてから日が浅いため、本稿で取り上げたような問題について直接的に裁判で争われた事例は存在しない。しかし、上述したように、自己株式取引が租税回避目的に利用される可能性があり、今後この問題を

めぐって争われる事例がでてくるものと思われる。そして、そのような場合には上述したような論理構成により、自己株式取引から損益が生じる可能性がある。ただ、本稿で述べた課税上の取扱いの構成は多少技巧的であるため納税者の予測可能性が確保できず、また資本等取引と損益取引との区分の問題は法人税法の根本に関わることであるから、これらの点については立法により解決するべきである。

本稿では、資本等取引と損益取引との区分の問題のうち、とくに自己株式取引を取り上げ、論じてきたが、この資本等取引と損益取引との区分の問題は DES や現物分配等にも生じており、資本等取引の範囲が曖昧になってきている。従来、企業会計及び法人税では、資本等取引と損益取引との区分は厳密になされてきたが、近年の取引の複雑化、多様化により、資本等取引と損益取引とを画一的に区分することは難しくなっている。上述したように、資本等取引に係る問題は法人税法の根本に関わる重要な問題でありことから、今後資本等取引の意義と範囲について再整理する必要がある。その点の検討については今後の課題としたい。

- 1) 朝長英樹「法人税制の課題 見直すべき項目と改正の方向性」117頁（21世紀政策研究所，2009年）。<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/091102.pdf>（最終閲覧日2012年12月26日）。
- 2) 企業会計原則一般原則三（資本取引・損益取引区別の原則）。
- 3) 企業会計原則注解2は次のように述べている。「資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。」
- 4) 武田隆二『最新財務諸表論』113頁（中央経済社，第11版，2008年）。
- 5) 壺岐芳弘「資本と利益の区分 会社法における剰余金の会計規制と配当規制を中心として」企業会計59巻2号27頁（2007年）。
- 6) 企業会計基準委員会「企業会計基準第1号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成14年2月21日）4頁。
- 7) 安藤英義「会社法と税務会計 資本をめぐる両者の関係の歴史（統一論題報告 税務会計研究の基本的課題）」税務会計研究20号69頁（2009年）。
- 8) 壺岐・前掲注5)29頁。

- 9) 郡谷大輔 = 岩崎友彦「会社法における債権者保護 [上]」商事法務1746巻43頁 (2005年)。
- 10) 同上。
- 11) 「残余財産の分配又は引渡し」は、税法上資本の払戻しとみなし配当によって構成されており、資本の払戻しの場合には の狭義の資本等取引に該当し、みなし配当は の利益又は剰余金の分配に該当する。
- 12) 金子宏『租税法』284頁 (弘文堂, 第17版, 2012年)。
- 13) 武田昌輔「法人税の原点を探る (第86回) 法人税改正の重要問題 (1) 資本等取引・資本金等の額」月刊税務事例42巻12号71頁 (2010年)。
- 14) 武田昌輔 = 後藤喜一編著『会社税務釈義』4051頁 (第一法規, 1964年)。
- 15) 谷口勢津夫『税法基本講義』315頁 (弘文堂, 第2版, 2011年)。
- 16) 山本守之『体系法人税法 (平成24年度版)』231頁 (税務経理協会, 2012年)。
- 17) 谷口・前掲注15)316頁。
- 18) 前田庸『会社法入門』144頁 (有斐閣, 第12版, 2009年)。
- 19) 無償取得する場合 (会社法施行規則27条1項) や現物配当として取得する場合 (同条2項) 等, 1号から8号まで列挙されている。
- 20) 前田・前掲注18)148頁。
- 21) 原田晃治 = 泰田啓太 = 郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説 (上)」商事法務1607号9頁 (2001年)。
- 22) 垂井英夫 = 那須香織『自己株式の課税関係 会社法を基礎に』91頁 (財経詳報社, 2009年)。
- 23) 前田・前掲注18)158頁。
- 24) 江頭憲治朗『株式会社法』257頁 (有斐閣, 第4版, 2011年)。
- 25) 万代勝信「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論 資本取引と損益取引の区分を中心として」企業会計59巻2号21頁 (2007年)。
- 26) 曾我部豊「自己株式取得に関する日米法の比較法的考察」一橋論叢31巻5号428頁 (1954年)。
- 27) 馬場克三「自己株式の資産性について」産業経理第17巻5号17頁 (1957年)。
- 28) 鶴飼哲夫「自己株式の資産性について (1)」同志社商学25巻2号63頁 (1973年)。
- 29) 垂井 = 那須・前掲注22)93頁。
- 30) 富岡幸雄「金庫株解禁を制度化した会社法と税制対応 自己株式取引の法制と会計と税務の相互関係」商学論纂第49巻3・4号80頁 (2008年)。なお、連結財務諸表においては資本の部から控除する会計処理が行われていた。これは、国際会計基準、米国基準等が資本控除説を採用していることとの平仄を合わせるためであると考えられる。
- 31) 企業会計基準委員会「企業会計基準第1号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(平成14年2月21日)3頁, 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第2号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(平成14年2月21日)5頁。
- 32) 富岡・前掲注30)102頁。
- 33) 清水秀徳「自己株式の無償・低廉取得に係る法人税法の課税関係」税大論叢66号352頁

自己株式取引が時価と乖離した場合の課税問題（古川）

（2010年）

- 34) 垂井 = 那須・前掲注28)167頁。
- 35) 清水・前掲注33)354頁
- 36) 秋山忠人『法人税法における資本金等の額 企業会計と法人税との調整』165頁  
（大蔵財務協会，2012年）
- 37) 市場購入の場合は，株式を売却した株主の特定が困難であるため，みなし配当課税は行  
われない。
- 38) 岡村忠生『法人税法講義』385頁（成文堂，第3版，2008年）
- 39) 岡村・前掲注38）・320頁。
- 40) 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」19項
- 41) 金子宏「法人税における資本等取引と損益取引 「混合取引の法理」の提案（その1  
「現物配当）」金子宏編『租税法の発展』337頁（有斐閣，2010年）
- 42) DESには，債権者が債権を現物出資する方法と，債権者が債務者に対して金銭の出資  
を行い，その金銭で債務を弁済する方法の2つがあるが，本稿では前者，いわゆる通常の  
DES取引を前提とする。
- 43) 伊藤靖史 = 大杉謙一 = 田中亘 = 松井秀征『会社法』307頁（有斐閣，第2版，2011年）
- 44) 企業会計基準委員会「実務対応報告第6号 デット・エクイティ・スワップの実行時に  
おける債権者側の会計処理に関する税務上の取扱い」（平成14年10月9日）2頁。
- 45) 稲見誠一 = 佐藤信祐『ケース別にかかる企業再生の税務』154頁（中央経済社，第2版，  
2010年）
- 46) 倉見延睦「デット・エクイティ・スワップにおける課税問題 債務消滅に対する課  
税の検討を中心に」立命館法政論集第9号78頁（2011年）
- 47) 品川芳宣「税法における資本と負債の区分」租税法研究32号90頁（2004年）
- 48) 東京地裁平成21年4月28日判決・訟務月報56巻6号1848頁。
- 49) 訟月56巻6号1873頁。
- 50) 訟月56巻6号1874頁。
- 51) 訟月56巻6号1883頁。
- 52) 訟月56巻6号1888頁。
- 53) 財務省大臣官房文書課編『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解説』288頁  
〔佐々木浩ほか〕（大蔵財務協会，2006年） [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2006/f1808betu.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2006/f1808betu.pdf)（最終閲覧日2012年12月26日）
- 54) 金子宏『所得税・法人税の理論と課題』141頁（日本租税法研究協会，2010年）
- 55) 伊藤 = 大杉 = 田中 = 松井・前掲注43)266頁。
- 56) 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第2号 自己株式及び準備金の額の減少等  
に関する会計基準の適用指針」（平成14年2月21日）11頁。
- 57) 宮崎裕子 = 岩崎友彦 = 平川雄志「新会社法下における企業組織と租税法（6・完）剰余  
金の配当」商事法務1781号41頁（2006年）
- 58) 同上
- 59) 同上



- 60) 金子・前掲注12)285頁。
- 61) 同上 279頁。
- 62) 金子宏「無償取引と法人税 法人税法22条2項を中心として」『法学協会百周年記念論文集 第二巻』162頁(有斐閣, 1983年)。なお, 同旨の判決として, 最判平成7年12月19日民集49巻10号3121頁。
- 63) 同上。
- 64) 淵圭吾「新株の有利発行と受贈益課税」トラス60研究叢書『金融取引と課税(1)』11頁(公益財団法人トラス60, 2011年)。
- 65) 淵圭吾「オープンシャホールディング事件に関する理論的問題」租税法研究32号43頁(2004年)。
- 66) 占部裕典「法人税法22条2項の適用範囲について～オープンシャホールディング事件における第三者割当増資を通して～」税法学551号7頁(2004年)。
- 67) 岡村忠生=高橋祐介=田中昌国「有利発行課税の構造と問題」岡村忠生編『新しい法人税法』267頁(有斐閣, 2007年)。
- 68) 岡村=高橋=田中・前掲注67)263頁。なお, 株主間の持分の移転に係る課税関係について争われた事件, いわゆるオープンシャホールディング事件(平成13年11月9日東京地判12(行ウ)69, 平成16年1月28日東京高判14(行コ)1, 平成18年1月24日最高三小判16(行4)128)も, 持分の移転を同様の意味で捉えている。
- 69) 大淵博義「判例法人税法講座 法人税法解釈の判例理論の検証とその実践的展開(第2回)」税経通信61巻4号43頁(2006年)。
- 70) 占部裕典教授は, この点に関して, これらの規定は自己完結的な規定であり, 「旧株主から新株主(新株引受人)への経済的な利益の移転として課税関係を構築することをあえて立法者は採用しなかった。」と述べられている。占部・前掲注66)9頁。
- 71) この点に関して朝長英樹「会社法改正と税制の課題(後編)」JICPA ジャーナル611号105頁(2006年)では, 次のように述べている。「我が国の現行の税制は, 株主に対する有利発行の取扱いなど, 資本取引に関して, 必ずしも, 時価での取引を求めていると解釈できる部分が存在している。このため, 現行税法の創設に携わられた武田昌輔教授と吉牟田勲教授にお聞きしてみたところ, 精緻に創っているわけではないが, 資本取引であれば適正な価額で取引をしなくても良いなどと考えて創ってはいない, とのご返事であった。」
- 72) 占部・前掲注66)9頁。
- 73) 原一郎「資本金等の増減処理となった自己株式の取得・処分 取引価額が時価とかい離している場合」税務事例研究95号17頁(2007年)。
- 74) 垂井英夫「自己株式の譲渡は資本等取引か 会社法との関連」税理50巻14号79頁(2007年)。
- 75) 福井地裁平成13年1月17日判決訟月48巻6号1560頁。
- 76) 訟月48巻6号1592頁。
- 77) 同上。
- 78) 武田昌輔「事例研究第108回」税研22巻2号42頁(2006年)。
- 79) 垂井・前掲注74)78頁。



自己株式取引が時価と乖離した場合の課税問題（古川）

- 80) 武田昌輔「税務事例研究 取得した自己株式の低廉譲渡の場合の課税関係」税経通信60巻13号237頁（2005年）。
- 81) 弥生真生『「資本」の会計 商法と会計基準の概念の相違』99頁（中央経済社，2003年）。
- 82) 清水・前掲注33)359頁。
- 83) 岡村・前掲注38)320頁。